

平成25年度海岸漂着物地域対策推進事業計画書(各年度計画書)

(事業計画の概要)

計画の名称	愛媛県海岸漂着物地域対策推進事業		
事業の実施期間	平成25年度	事業実施主体	愛媛県、松山市、宇和島市、伊予市、伊方町
平成25年度計画概要			

1. 重点区域海岸漂着物等回収処理事業

県地域計画において重点区域に設定している12海岸の海岸漂着物等の回収処理を実施する。

(1)実施主体 各海岸管理者等(県又は市町)

(2)重点区域 (※印は市町管理海岸)

① 二名海岸(四国中央市)	⑤ ※長師漁港、宮野海岸(松山市)	⑨ ※塩成漁港(伊方町)
② 荷内東、荷内、荷内西海岸(新居浜市)	⑥ 池ノ淵海岸(松山市)	⑩ 諏訪崎海岸(八幡浜市)
③ 国分寺海岸(今治市)	⑦ 塩屋海岸(松前町)	⑪ ※平井漁港(宇和島市)
④ 佐島西海岸(上島町)	⑧ ※高野川漁港(伊予市)	⑫ 須ノ川海岸(愛南町)

2. 海岸漂着物対策普及啓発用看板設置事業

重点区域を含む本県の海岸線に発生抑制に係る取り組みや海岸清掃活動への積極的な参加を促す普及啓発用の看板を設置する。

(1)対象海岸 県全域の海岸線

(2)設置台数 164台 (重点区域)12カ所×各2台、(重点区域外)沿岸14市町×各10台

計画の成果目標

1. 重点区域における海岸漂着物等の回収・処理量
 ①重点区域12海岸全体の回収処理量(トン/年)
 ②回収処理事業における雇用効果(人/年)
2. 発生抑制に係る普及啓発事業の実績
 ①普及啓発用看板設置基数(基)

項目	H25	H26
重点区域における回収処理量(トン/年)	598	598
回収処理事業における雇用効果(人/年)	120	120
看板設置基数(基)	164	—